

国際学会参加助成制度に関する申し合わせ

動物の行動と管理学会は、国際学会参加助成の制度の運用にあたり、以下の申し合わせを定める。

- (1) 助成は年間5万円、1名程度とし、助成金の上限は1名あたり5万円とする。助成金は、国際応用動物行動学会への参加助成の場合は国際応用動物行動学会派遣等基金より、それ以外の国際学会への参加助成の場合は学会の会計（若手懸賞費）より、支出する。
- (2) 助成対象者の資格および本制度の対象となる国際学会
 1. 学生会員、一般会員のうち博士の学位取得後5年未満の者。
 2. 海外で開催される国際学会あるいはシンポジウムにて会則第2条にある学術研究に関する口頭発表を行う者。
 3. 本学会の研究発表会において過去3年以内に1回以上研究発表を行ったことのある者。
 4. 本制度の対象となる国際学会は学術プログラムが丸2日間以上で構成される国際学会およびシンポジウムとする。

（補足）会則第2条にある学術研究

ヒトと係わる動物である産業動物、伴侶（愛玩）動物、実験動物、展示動物、野生動物の行動と管理ならびにそのウェルフェアに関する学術研究

- (3) 参加助成を希望する者（申請者）は、所定の用紙に必要事項を記載し、学会長宛に提出する。その際、参加予定の国際学会のプログラムおよび口頭発表として受理された事が記された通知を添える。
- (4) 申請者は、動物の行動と管理学会会員でなければならない。また過去3年間にこの制度により助成を受けたものは申請できない。なお推薦者は、動物の行動と管理学会会員であることが望ましい。
- (5) 助成金交付者の選考にあたり、会長は動物の行動と管理学会・優秀発表賞等選考委員会より申請者あるいは推薦者でない3名の選考委員を指名し、選考委員会を組織する。
- (6) 会長は選考委員会の委員長となり、申請者の中から助成金交付者を決定する。選考過程は、原則として公開されるものとする。
- (7) 助成金の交付を受けた者は、参加した学会の様子を動物の行動と管理学会 NEWS LETTER で報告する。本義務が履行されない場合は、推薦者とも協議し、一定の猶予期間を設けた後、交付された助成金を学会へ返還する。